

事務連絡

平成 17 年 3 月 30 日

都道府県、政令指定都市環境担部局 御中

環境省環境管理局水環境部

水環境管理課

平成 17 年度環境技術実証モデル事業 湖沼等水質浄化技術分野における
実証試験要領の策定及び実証機関の応募の受付開始について

日頃より環境行政の推進に御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

環境省においては、平成 15 年度より、先進的な環境技術を第三者がその環境保全効果等をモデル的に実証する「環境技術実証モデル事業」を実施しています。

このたび、平成 17 年度環境技術実証モデルの一環として、「湖沼等水質浄化技術分野実証試験要領」を策定しましたので、お知らせします。

本モデル事業の平成 17 年度の実証機関の公募については、平成 17 年 3 月 15 日付け事務連絡「平成 17 年度環境技術実証モデル事業の実証機関の公募について」(環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室)でお知らせしたとおりですが、この度、下記のとおり、地方公共団体(都道府県及び政令指定都市)を対象に、平成 17 年度環境技術実証モデル事業 湖沼等水質浄化技術分野における実証機関の応募の受付を開始いたします。

なお、実証機関とは、環境技術実証モデル事業において、環境省の委託を受け、実証対象技術の企業等からの公募・選定、実証試験計画の策定、実証試験の実施、実証試験結果報告書の作成、実証試験結果報告書の環境省への報告等の業務を行う機関です。

記

1. 応募の受付を開始する技術分野

湖沼等水質浄化技術分野

2. 応募の受付方法

- ・ 申請書及び関係書類(別紙 1「申請書類について」を参照)に必要事項を記入の上、電子メール又は郵送により以下宛てに提出して下さい。なお、環境技術実証モデル事業検討会 湖沼等水質浄化技術ワーキンググループ会合における検討結果等を踏まえ、提出書類が追加されておりますので、ご注意下さい。

- ・ 電子メールで提出する際は、件名を「湖沼等水質浄化技術分野の実証機関応募・ 県 / 市」として下さい。なお、電子メールで受信可能な容量は、2MBまでです。
- ・ 電子メールで送付することが難しい資料(パンフレット等)については下記提出先まで郵送願います。

(提出先)

環境省環境管理局水環境部水環境管理課 環境技術実証モデル事業担当

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2)

電子メール：etv2@env.go.jp

3. 応募の受付期間

応募の受付期間は、平成17年3月30日(水)から4月13日(水)とします。

4. 審査

申請書類に基づき、平成17年度環境技術実証モデル事業 湖沼等水質浄化技術分野ワーキンググループ会合(第1回)において、ヒアリング審査を実施します。審査内容につきましては、別紙2「実証機関選定の考え方について」を参照して下さい。審査の結果は、すべての応募団体に対して通知します。なお、開催日程については調整中です。

5. 応募資格等

応募の資格等については平成17年3月15日付けの総合環境政策局総務課環境研究技術室からの事務連絡「平成17年度環境技術実証モデル事業の実証機関の公募について」を参照して下さい。

6. その他

実証試験の詳細については、「湖沼等水質浄化技術分野 実証試験要領」を参照して下さい。

実証試験要領、申請書類、関連の通知等につきましては、環境技術実証モデル事業ホームページ(<http://etv-j.eic.or.jp/>)からダウンロードできます。また、環境技術実証モデル事業検討会 湖沼等水質浄化技術分野ワーキンググループ会合での配付資料、議事要旨等につきましても、上記ホームページに掲載されておりますので、御参照下さい。

(同封物)

(別紙1) 申請書類について

(別紙2) 実証機関選定の考え方について

(参考資料1) 平成17年3月15日付け事務連絡(WG資料としては割愛)

「平成17年度環境技術実証モデル事業の実証機関の公募について」
(環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室)

(参考資料2) 平成17年度環境技術実証モデル事業実証要領(暫定版)
(WG資料としては割愛)

(参考資料3) 湖沼等水質浄化技術 実証試験要領(WG資料としては割愛)

本件担当問い合わせ先

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

環境省 環境管理局水環境部水環境管理課

吉岡、野口

電話：03-3581-3351(内6627,6628)

03-5521-8315(直通)

FAX：03-3501-2717

申請書類について

環境技術実証モデル事業 湖沼等水質浄化技術分野における実証機関の選定時の検討資料として、以下の書類が必要であると考えられる。実証機関となることを希望する機関より、これらの申請書類の提出を求めることとする。

申請書類	様式	参照頁
● 表紙（各分野共通資料） 平成 17 年度環境技術実証モデル事業の実証機関としての応募について	別添 1	2
● 実証機関としての実施体制（同上）	別添 2	3
● 実証試験の実施体制に関する補足説明資料		
1．実施体制の概要	別添 2 - 1	5
2．実証試験計画の策定に関する実施体制等	別添 2 - 2	6
3．実証試験の実施に関する実施体制等	別添 2 - 3	7
4．データの検証及び実証試験の監査に関する実施体制等	別添 2 - 4	8
5．技術実証委員会の運営体制について	別添 2 - 5	9
● 実証に要する費用の見込み（概算）（各分野共通資料）	別添 3	10
● 想定している実証試験について	別添 4	11
● 品質マニュアル等、実証機関における品質管理を規定する文書（いかなる名称、様式でもよい。）	-	-

上記の申請書類のうち各分野共通資料（2～4 頁、10 頁）は、平成 17 年 3 月 15 日付事務連絡「平成 17 年度環境技術実証モデル事業の実証機関の公募について」別添に掲載された申請書類の様式及び記入事例より引用し、実証試験要領と用語を統一するため、若干の変更を加えている。

別添 1

平成 17 年 月 日

平成 17 年度環境技術実証モデル事業の実証機関としての応募について

以下の技術分野に関して、平成 17 年度環境技術実証モデル事業の実証機関となることを希望しますので、別添の資料を添えて応募します。

技術分野名： 湖沼等水質浄化技術 分野

地方公共団体名： _____

担当者連絡先

所属部署：

担当者氏名：

住所：

電話番号：

F A X 番号：

e-mail アドレス：

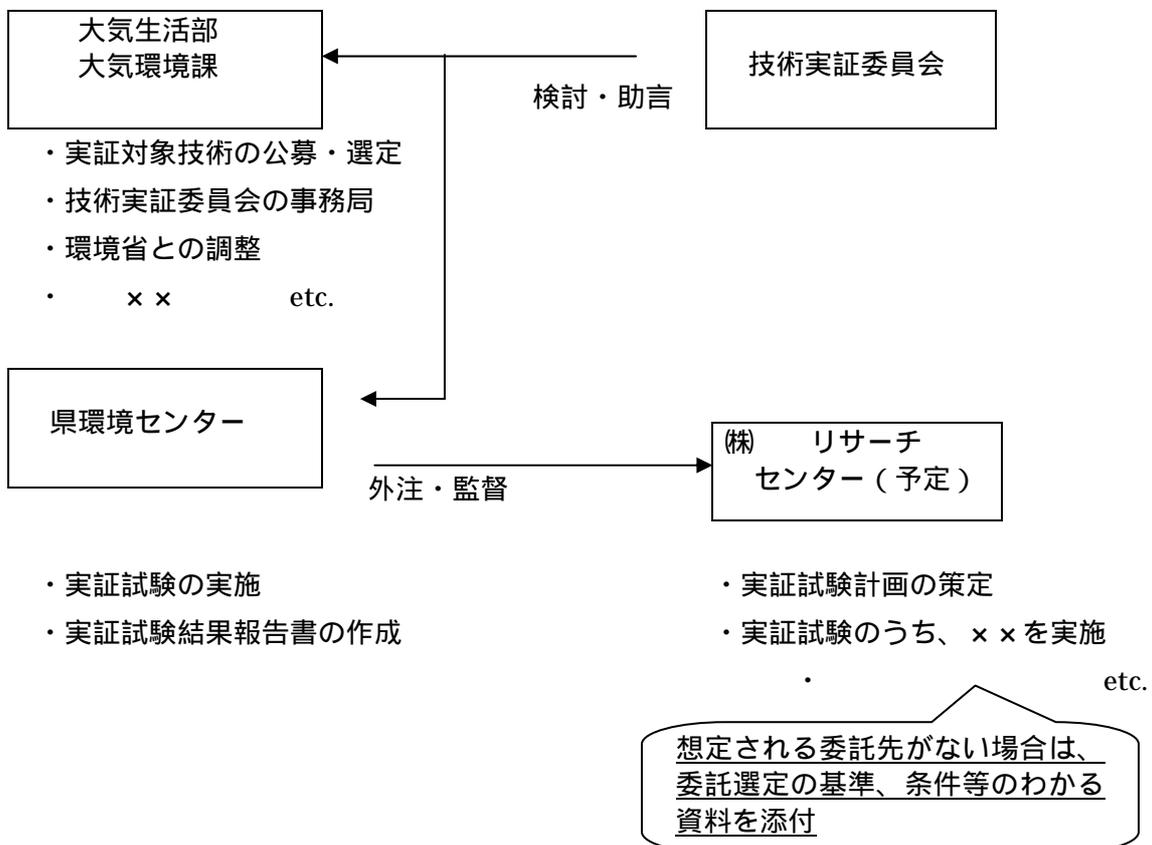
実証機関としての実施体制

1	主に担当する部局（技術実証委員会の事務局、技術の公募等）	担当部局： 実施責任者：
2	17年度に実証可能な技術の内容	
3	<p>実証試験の実施体制 （技術の公募・選定、実証試験計画の策定、実証試験の実施等、業務毎の実施部局がわかるよう記述。なお、平成17年度環境技術実証モデル事業実施要領第1部第4章2.実証機関選定の観点に沿った、機関の組織・体制、技術的能力等がわかる資料を提出すること。なお、当該機関以外の機関に外部委託する場合で、想定される委託先がある場合にはそのパンフレット等、その機関の設置形態、業務内容、規模、品質・データ管理体制、業務実績がわかる資料を、想定される委託先がない場合には、委託先選定の基準、条件等を添付すること。）</p>	

(別添2の参考)

実証機関としての実施体制(記載例)

1	主に担当する部局(技術実証委員会の事務局、技術の公募等)及び実施責任者	担当部局:環境生活部大気環境課 実施責任者:環境生活部長
2	17年度に実証可能な技術の内容	実証試験要領に含まれる技術内容は全て実施可能。
3	実証試験の実施体制 (技術の公募・選定、実証試験計画の策定、実証試験の実施等、業務毎の実施部局がわかるよう記述。なお、平成17年度環境技術実証モデル事業実施要領第1部第4章2.実証機関選定の観点に沿った、機関の組織・体制、技術的能力等がわかる資料を提出すること。なお、当該機関以外の機関に外部委託する場合で、想定される委託先がある場合にはそのパンフレット等、その機関の設置形態、業務内容、規模、品質・データ管理体制、業務実績がわかる資料を、想定される委託先がない場合には、委託先選定の基準、条件等を添付すること。)	以下に示す。



実証試験の実施体制に関する補足説明資料

(別添 2 の実施体制のうち、以下の項目について具体的に記入してください。)

1. 実施体制の概要

実証試験計画の策定について		
実証試験計画の策定部署名		
上記部署の通常の所掌事務		
上記部署において 策定に携わる職員数	合 計 うち有資格者 () うち非常勤の職員	名 名 名
実証試験について		
実証試験の実施部署名		
上記部署の通常の所掌事務		
上記部署において 実証試験に携わる職員数	合 計 うち有資格者 () うち非常勤の職員	名 名 名
データの検証及び実証試験の監査について		
検証、監査を行う部署名		
上記部署の通常の所掌事務		
上記部署において 検証に携わる職員数	合 計 うち有資格者 () うち非常勤の職員	名 名 名

上記の業務を外部委託する場合はその旨を明記し、想定される委託機関における実施体制を記入してください。なお、想定される委託先がない場合には、外部委託に当たっての選定基準、条件等がわかる資料を添付してください。

実証試験に携わる職員及び検証に携わる可能性のある最大の職員数を記入してください。この職員数には、補助職員の人数を除いてください。

有資格者の人数は、本実証試験において有用と考えられる資格の内容を()内に明記し、資格毎の人数を記入してください。

データの検証を行う部署と実証試験の監査を行う部署が異なる場合は、各々を区別して記入してください。

2. 実証試験計画の策定に関する実施体制等

担当職員リスト

	所属部署名	役職	氏名	実証試験計画の策定に係る 経歴、資格等の特記事項	常勤/ 非常勤
責任者					
/					
/					

実証試験計画の策定においてリーダー的な役割を果たす職員のこと。部署の責任者でなくても結構です。

外部委託する場合は、想定される委託先について組織名を記入してください。また、現時点で分かる範囲で結構ですので、氏名、資格及び能力等についても同様に記入してください。なお、想定される委託先がない場合には、外部委託に当たっての当該業務に関する選定基準、条件等がわかる資料を添付してください。

あてはまるものがある場合のみ記入してください。経歴を記入する場合は、経験年数や内容が分かるようにしてください。

(担当職員が多い場合は、適宜行を追加してください。)

適切に実証試験計画の策定を行うことが可能であることの説明

(職員の業務経験等、上記の体制によって十分に計画策定業務が可能であることを説明してください。)

3. 実証試験の実施に関する実施体制等

担当職員リスト

(実証試験の内容 :)

	所属部署名	役職	氏名	実証試験の実施に係る 経歴、資格等の特記事項	常勤/ 非常勤
責任者					

実証試験の内容毎に体制が異なる場合は各々について表を作成してください。

実証試験においてリーダー的な役割を果たす職員のこと。部署の責任者でなくても結構です。

外部委託する場合は、想定される委託先について組織名を記入してください。また、現時点で分かる範囲で結構ですので、氏名、資格及び能力等についても同様に記入してください。なお、想定される委託先がない場合には、外部委託に当たっての当該業務に関する選定基準、条件等がわかる資料を添付してください。

あてはまるものがある場合のみ記入してください。経歴を記入する場合は、経験年数や内容が分かるようにしてください。

(担当職員が多い場合は、適宜行を追加してください。)

適切に実証試験の実施が可能であることの説明

(職員の業務経験等、上記の体制によって十分に実証試験の実施が可能であることを説明してください。)

4. データの検証及び実証試験の監査に関する実施体制等

担当職員リスト

	所属部署名	役職	氏名	データの検証、実証試験の 監査に係る経歴、資格等の 特記事項	常勤/ 非常勤
責任者					
/					
/					

検証においてリーダー的な役割を果たす職員のこと。部署の責任者でなくても結構です。

外部委託する場合は、想定される委託先について組織名を記入してください。また、現時点で分かる範囲で結構ですので、氏名、資格及び能力等についても同様に記入してください。なお、想定される委託先がない場合には、外部委託に当たっての当該業務に関する選定基準、条件等がわかる資料を添付してください。

あてはまるものがある場合のみ記入してください。経歴を記入する場合は、経験年数や内容が分かるようにしてください。

(担当職員が多い場合は、適宜行を追加してください。)

適切にデータの検証、実証試験の監査を行うことが可能であることの説明

(職員の業務経験等、上記の体制によって十分に検証業務が可能であることを説明してください。)

5 . 技術実証委員会の運営体制について

<p>技術実証委員会を 運営する部署</p>	
<p>開催予定 (平成 17 年度中の開催予定に ついて、開催時期、回数、議題 を明記してください。)</p>	
<p>委員の構成案 (大学・研究機関、技術開発者 等、所属先の種類毎に委嘱委員 の大まかな人数を明記してく ださい。具体的な委員の予定が ある場合には、氏名と所属を明 記してください。)</p>	

実証に要する費用の見込み（概算）

技術の実証に必要な試験分析費 (実証可能な技術サンプル数を想定して積算を行って下さい。)	万円(税込額) (以下に内訳を添付のこと)
その他、運営に係る費用	万円(税込額) (以下に内訳を添付のこと)

【内訳】

技術の実証に必要な試験分析費

- ・ 借料・損料（機器レンタル費等）
（具体的な装置名）
- ・ 消耗品費
（具体的な消耗品リスト）
- ・ 補助職員賃金（実験補助等）
（実験補助等に必要な人日）
- ・ 外部委託費（一部実証試験の外注）
（委託に必要な人件費、機器の借料・損料、消耗品費等）
- ・ その他

その他、運営に係る費用

- ・ 職員旅費
環境省との打ち合わせ、実証申請者との打合せ
- ・ 技術実証委員会
検討員への謝金、交通費、会議費、印刷製本費
- ・ 実証試験結果報告書
印刷製本費
- ・ 一般管理費
- ・ その他

注：上記経費はあくまで例示であり、必ずしも全ての経費を計上する必要はありません。また、他に追加すべき経費の項目があれば、計上して下さい。

想定している実証試験について

今回の実証機関への応募にあたり、想定している実証試験についてご記入下さい。

実証機関として応募した目的及びその背景	
---------------------	--

実証試験場所として想定している水域について

名称	
住所	
水域の種類（ため池、ダム湖等）と主な用途（農業用水、親水等）	
水域の規模（湖面積、水深、平均滞留日数等）	
水域の抱える主な課題（富栄養化、悪臭、景観の悪化等）	
水質、汚濁収支等のデータ（可能な範囲で記述して下さい。）	
その他	（想定する水域及びその周辺の状況がわかる地図や写真等を貼付して下さい）

実験区周辺について	
実証対象機器の設置スペースはどの程度確保できるか	
作業スペースはどの程度確保できるか	
電源はどのように用意するのか	
実験区までのアクセス (作業車両は乗り入れ可能か 等)	

実証試験の対象として想定している技術について	
設置方法	
メンテナンスの方法、頻度	
想定している試験期間	

実証試験場所の確保のために必要な手続き（占有許可取得など）について	
貴地方公共団体で行う 手続き	
環境技術開発者に求め る手続き	
（上記以外の事項で実証機 関として適切に実証試験を 行うことができることにつ いてのPRすべき事項があ ればご記入下さい）	

- 1 想定している実証試験に関して参考になる資料がある場合には、参考資料として添付して下さい（様式は問いません）。
- 2 記述量が多くなる場合には、適宜行を追加して下さい。

実証機関選定の考え方について

「環境技術実証モデル事業」実施要領に従い、地方公共団体(都道府県及び政令指定都市)を対象に実証機関を募集することとする。

環境技術実証モデル事業 湖沼等水質浄化技術分野における実証機関の選定に当たっては、以下の各観点に基づいて検討を行うことが必要であると考えられる。

1. 経理的基礎について

【申請書類】

- ・平成17年度は、地方公共団体を対象に募集するため本項目に関する書類提出は求めない。

2. 組織・体制について

本環境技術実証モデル事業における実証機関として、必要な体制が構築できること。

本モデル事業に関連する各機関・組織において、組織間の具体的な役割分担、責任が明確であること。

本モデル事業に関連する各機関・組織において、役割を遂行するのに十分な人員等が確保されていること。

実証の対象とする技術を公募する際、自管区外からの申請についても受付可能なこと。ただし、対象となる技術が管区外に設置せざるを得ない等の理由により(パイロットプラントの設置等) 職員を実証対象機器が設置されている管区外にまで派遣しないと実証試験の実施が困難な場合については、この限りではない。

【申請書類】

- ・実証機関としての実施体制(資料7:別添2、2-1~2-5)

3. 技術的能力について

実証試験要領に定めた実証試験の実施等が可能なこと。
実証試験を実施するために十分な試験設備等が利用可能なこと。
実証試験を行う人員は、十分な能力を有していること。
想定している実証試験の内容が具体的で、かつ実施可能性が高いこと。
想定されている実証試験が、当該地方公共団体の状況に即したものであること。

【申請書類】

- ・実証試験の実施体制に関する補足説明資料
(資料7：別添2 - 1 ~ 2 - 4)
- ・想定している実証試験について
(資料7：別添4)

4. 公平性の確保について

実証試験の実施、実証試験結果報告書の作成及び実証試験全体の運営において、実証申請者等による運用が差別的になるおそれがないように、実証試験の運用の公平性が保たれること。
実証申請者の実証試験の申請に係る様式その他の実証試験の申請に必要な情報及びこれらを実証申請者に提供するための手続きが実証申請者等によって異なるおそれがないこと。
職務上知り得た機密の保持手続きが実証申請者等によって異なるおそれがないこと。

【申請書類】

- ・平成17年度は、地方公共団体を対象に募集するため本項目に関する書類提出は求めない。

5. 公正性の確保について

申請実証機関が、実証対象機器の製造事業又は実証対象機器に関する実証申請者からの相談に応じ、助言を行う事業その他業務を行うことにより実証試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
申請実証機関の責任者が、実証申請者の役員もしくは使用人である場合は、当該実証申請者が製造した機器の実証試験を行わないこと。
実証試験に携わる職員が、実証申請者等の役員もしくは使用人である場合は、この職員は当該実証申請者が製造した機器の実証試験を行わないこと。

【申請書類】

- ・平成17年度は、地方公共団体を対象に募集するため本項目に関する書類提出は求めない。

6 . 実証試験の品質管理について

実証試験要領に定める品質管理を適切に実施すること。

【申請書類】

- ・ 「実証試験要領 付録0：実証機関において構築することが必要な品質管理システム」を満たすことが確認できる品質マニュアル等の文書（いかなる名称、様式でもよい）。

以上